

■ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術の施設基準については下記の通りです。(令和5年1月～令和5年12月)

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	51件
	イ	黄斑下手術等	485件
	ウ	鼓室形成手術等	34件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	138件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	64件
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	15件
	イ	水頭症手術等	35件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	17件
	エ	尿道形成手術等	9件
	オ	角膜移植術	17件
	カ	肝切除術等	50件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	16件
区分3	ア	上顎骨形成術等	21件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	5件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	2件
	エ	母指化手術等	0件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	19件
	キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4		671件
その他	人工関節置換術	149件
	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20件
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	122件
	経皮的冠動脈形成術	12件
	急性心筋梗塞に対するもの	1件
	不安定狭心症に対するもの	3件
	その他のもの	8件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術	213件
	急性心筋梗塞に対するもの	33件
	不安定狭心症に対するもの	33件
	その他のもの	147件

令和6年6月1日



国際医療福祉大学成田病院 病院長